

諮問第1号

使用料の徴収に関する処分についての審査請求について

下水道使用料の賦課決定処分の変更を求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項の規定に基づき、諮問する。

令和5年6月7日提出

千葉市長 神谷 俊一

1 審査請求人

東京都台東区松が谷1丁目2番15号

株式会社吉隆

代表取締役 吉田 博一

2 事案の概要

本件審査請求は、令和4年4月25日、処分庁千葉市長（以下「処分庁」という。）が、下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項及び千葉市下水道条例（昭和38年千葉市条例第16号。以下「市条例」という。）第12条の規定に基づき、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、花見川区内に所在する共同住宅に係る令和4年2月13日から同年4月12日までの間（以下「対象期間」という。）の下水道使用料の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人がこれを不服として、本件処分の変更を求めたものである。

3 審査請求年月日

令和4年7月25日

4 請求人の主張の要旨

- (1) 請求人が千葉県水道事業給水条例（昭和36年千葉県条例第46号。以下「県条例」という。）第16条に規定する専用給水装置の共同使用者により選任された管理人である花見川区内に所在する共同住宅（以下「本件建物」という。）において、入居者数が最も多い12人であった2か月間の汚水排除量は、181立方メートルから187立方メートルまでの範囲内であった。

(2) 対象期間における本件建物の入居者数は6人であり、12人が入居していた期間の実績に照らすと、汚水排除量は90立方メートル程度と推測され、誤差を考慮すれば120立方メートルとすることが妥当である。

5 処分庁の主張の要旨

本件処分は、下水道法、市条例、千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号。以下「市規則」という。）等に従って行ったものであり違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

6 棄却しようとする理由

(1) 認定事実

ア 本件建物は、対象期間において各居室の給水装置に水道メーターが設置されておらず、市条例第15条第1項第1号ただし書に規定する専用給水装置を共同して使用する共同住宅に該当する。

イ 請求人は、対象期間において本件建物に係る県条例第16条に規定する専用給水装置の共同使用者の選任した管理人であって、公共下水道の使用者である。

ウ 令和4年4月12日、千葉県企業局長（以下「県局長」という。）は、本件建物について、設置されている水道メーターを検針し、対象期間における水道の使用水量を220立方メートルと認定した。

エ 処分庁は、本件建物について、前記ウの認定に基づき、対象期間における汚水排除量を220立方メートルと認定し、令和4年4月25日、対象期間における下水道使用料を19,532円とする本件処分を行った。

オ 県局長が本件建物に設置されている水道メーターの異常を認定した事実及び前記ウの認定を撤回し、又は変更した事実は認められない。

(2) 関係法令

ア 下水道法第20条第1項は、条例で定めるところにより、公共下水道の使用者から使用料を徴収することができるものとしてい

る。

イ 市条例第2条第11号は、使用者について、下水を公共下水道に排除して使用する者又は県条例第16条に規定する給水装置を共有する者、共用給水装置を共用する者及び専用給水装置の共同使用者の選任した管理人をいうものとしている。

ウ 市条例第13条は、下水道使用料は2月分ごとに徴収するものとしている。

エ 市条例第12条は、下水道使用料は、基本使用料及び汚水排除量に応じた従量使用料により算定するものとしている。

オ 市条例第15条第1項第1号ただし書及び市規則第9条第1項は、使用者の汚水排除量の認定について、水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、専用給水装置を共同して使用する共同住宅において各居室の給水装置に水道メーターが設置されていないときは、当該共同住宅の各居室の世帯の使用水量を等量とみなして算定するものとしている。

(3) 判断の理由

処分庁は、対象期間における本件建物に係る汚水排除量を県局長が認定した水道の使用水量に基づき認定した上で、関係法令の規定に基づき本件処分を行ったものである。

また、県局長が本件建物に設置されている水道メーターの異常を認定した事実及び対象期間における使用水量の認定を撤回し、又は変更した事実は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

~~~~~

説 明

使用料の徴収に関する処分についての審査請求について、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、議会に諮問するものであります。

## 諮問第 2 号

使用料の徴収に関する処分についての審査請求について

下水道使用料の賦課決定処分の変更を求める審査請求を棄却することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 2 項の規定に基づき、諮問する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 1 審査請求人

東京都台東区松が谷 1 丁目 2 番 15 号

株式会社吉隆

代表取締役 吉田 博一

### 2 事案の概要

本件審査請求は、令和 4 年 6 月 30 日、処分庁千葉市長（以下「処分庁」という。）が、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 20 条第 1 項及び千葉市下水道条例（昭和 38 年千葉市条例第 16 号。以下「市条例」という。）第 12 条の規定に基づき、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、花見川区内に所在する共同住宅に係る令和 4 年 4 月 13 日から同年 6 月 11 日までの間（以下「対象期間」という。）の下水道使用料の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、請求人がこれを不服として、本件処分の変更を求めたものである。

### 3 審査請求年月日

令和 4 年 7 月 25 日

### 4 請求人の主張の要旨

- (1) 請求人が千葉県水道事業給水条例（昭和 36 年千葉県条例第 46 号。以下「県条例」という。）第 16 条に規定する専用給水装置の共同使用者により選任された管理人である花見川区内に所在する共同住宅（以下「本件建物」という。）において、入居者数が最も多い 12 人であった 2 か月間の汚水排除量は、181 立方メートルから 187 立方メートルまでの範囲内であった。

(2) 対象期間における本件建物の入居者数は6人であり、12人が入居していた期間の実績に照らすと、汚水排除量は90立方メートル程度と推測され、誤差を考慮すれば120立方メートルとすることが妥当である。

#### 5 処分庁の主張の要旨

本件処分は、下水道法、市条例、千葉市下水道条例施行規則（昭和38年千葉市規則第16号。以下「市規則」という。）等に従って行ったものであり違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

#### 6 棄却しようとする理由

##### (1) 認定事実

ア 本件建物は、対象期間において各居室の給水装置に水道メーターが設置されておらず、市条例第15条第1項第1号ただし書に規定する専用給水装置を共同して使用する共同住宅に該当する。

イ 請求人は、対象期間において本件建物に係る県条例第16条に規定する専用給水装置の共同使用者の選任した管理人であって、公共下水道の使用者である。

ウ 令和4年6月11日、千葉県企業局長（以下「県局長」という。）は、本件建物について、設置されている水道メーターを検針し、対象期間における水道の使用水量を233立方メートルと認定した。

エ 処分庁は、本件建物について、前記ウの認定に基づき、対象期間における汚水排除量を233立方メートルと認定し、令和4年6月30日、対象期間における下水道使用料を21,118円とする本件処分を行った。

オ 県局長が本件建物に設置されている水道メーターの異常を認定した事実及び前記ウの認定を撤回し、又は変更した事実は認められない。

##### (2) 関係法令

ア 下水道法第20条第1項は、条例で定めるところにより、公共下水道の使用者から使用料を徴収することができるものとしてい

る。

イ 市条例第2条第11号は、使用者について、下水を公共下水道に排除して使用する者又は県条例第16条に規定する給水装置を共有する者、共用給水装置を共用する者及び専用給水装置の共同使用者の選任した管理人をいうものとしている。

ウ 市条例第13条は、下水道使用料は2月分ごとに徴収するものとしている。

エ 市条例第12条は、下水道使用料は、基本使用料及び汚水排除量に応じた従量使用料により算定するものとしている。

オ 市条例第15条第1項第1号ただし書及び市規則第9条第1項は、使用者の汚水排除量の認定について、水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、専用給水装置を共同して使用する共同住宅において各居室の給水装置に水道メーターが設置されていないときは、当該共同住宅の各居室の世帯の使用水量を等量とみなして算定するものとしている。

### (3) 判断の理由

処分庁は、対象期間における本件建物に係る汚水排除量を県局長が認定した水道の使用水量に基づき認定した上で、関係法令の規定に基づき本件処分を行ったものである。

また、県局長が本件建物に設置されている水道メーターの異常を認定した事実及び対象期間における使用水量の認定を撤回し、又は変更した事実は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

~~~~~

説 明

使用料の徴収に関する処分についての審査請求について、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、議会に諮問するものであります。